

凶儀における「短封」の使用

——唐・五代期における書簡文の變遷

山本孝子

唐から五代にかけて「短封」と呼ばれる書簡文が存在したことは、敦煌發見の書儀や司馬光『書儀』の記述により知られていたが、資料に限りがあり、その性格や機能を復原することは極めて困難であった。しかしながら、近年公開された『五杉練若新學備用(五杉集)』巻中にその文例を含め、関連する記述が残されていたことにより、具體像が見えてきた。本稿では、「短封」について、その變遷を追いながら検討したい。

1. 『五杉練若新學備用』に見る「短封」

1.1 「慰書式様」のテキスト

現存する資料の中で、「短封」について最も詳しく記されているのが『五杉練若新學備用』である。『五杉練若新學備用』は、五代南唐期(10世紀中葉)に禪僧・應之によって編まれ、巻中に僧侶に向けた各種書簡の模範文を収録する。その成書年代から、敦煌發見の書儀と司馬光『書儀』の間に位置付けられ、書簡文の變遷を見る上で重要である¹。

本稿で扱う「短封」に関連する記述は巻中のうち「慰書式様」に見られる。まずは駒澤大學圖書館所藏朝鮮刊本に基づき、その釋文を以下に示す。(便宜上、各書簡文例および註釋に番號を振ったほか、原文の空格などを省略した箇所がある)。

慰書式様

①慰書之制、或單幅、或二幅書用兩紙
出魯公、或三紙、即具短封此隔越在遠、或
經晦朔外、今各列之。隨高下尊卑近遠用也。

②慰師亡

¹詳しくは[朴 2009][山本 2012] 参照。

靈變無常、伏承〔尊〕和尚或順天年^{六十已下云「不盡天年」}、奄歸眞寂、承問惻怛、不能已〔已〕。惟追慕摧咽、何〔可堪〕忍。日月不居、已經^{成服、歸塔、齋祥}、伏增酸哽^{平交或卑、即云「唯增」}、謹奉白疏陳慰。慘愴不次。某郡沙門某白。

③若是三幅書、此作短封樣。練若復書用此第一紙、并第二幅同卷。長封・封短（短封）樣、各在後^{須用細緊紙繩子。或孝子兄弟多、即云「至孝大德昆2仲、或昆季」。若孝子卑、改「服前」作「哀次」也。○}

短封樣

④陽面 某郡沙門 某 白疏
陰面 謹謹上 至孝大德

⑤伏以尊和尚方熾眞乘、奄歸圓寂、而況眉壽不永^{若七十已上、即云「雖眉壽已峻」。餘如前}、或藉弘揚、倏棄教門、倍增感愴。伏惟追慕玄猷、殞咽彌極。孝履中(?)³、稍抑哀摧、用全禮制。未由造慰、兀積悲系。慘愴不次。謹狀。

月 日某郡沙門 某 狀

至孝大德服前

⑥ 孝子稍尊、即加「某啓」。孝子若平交或卑、即云「慘愴不次。某郡沙門某上」⁴。孝子若卑、慰者尊、不用云「伏惟」「當惟」「仰惟」。後⁵、「謹馳狀」。其書後云「不次。某狀達」。改「服前」作「哀次」。更慰者尊高、即云「遣此陳慰。不次。書送前」。改「伏惟以」作「切以」。

答云、

⑦某侍奉寡祐、先和尚克順天年^{七十已下、即云「不享遐齡」}、奄歸眞寂、追慕^平⁶慈訓、不任殞咽痛切。謹復白疏。慘愴不次。孝院小師某答白。

⑧若答三幅、用此爲短封。答復書、用此第一幅。連後、第二幅同卷封。

⑨陽面 謹謹上 某官座前

陰面 孝院小師 某 白疏^{或云「座前」、或云「左右」、或云「閣下」、看尊卑用}

答復書第二紙

⑩伏以^平先和尚眉壽雖高^{或云「未高」}、況無久疾^{或云「近繁小疾」}、何圖緣書、修告眞歸慈訓、尚存音容

²「或孝子兄弟多」：原本では「云或孝子兄弟多」となっているが、文意から「云」字は衍字であると判断し削除した。

³「中」：他の用例から考えて「如何」「何似」といった語が期待される。

⁴下線部「孝子…某上」：原本では「至孝大德服前」の前に挿入されるが、「至孝大德服前」までが書簡の模範文であり、下線部は註釋である。内容から判断して前後を入れ替えた。あるいは、小字雙行註として読み替えるべきか。

⁵前後に脱字が疑われる。或いは「後」は「狀尾云」の誤りか。

⁶「平」：平出すべき箇所を示すと考えられる。以下、「平」の小字註は同様に解釋する。

□隔、不任號慕、哽咽之極。伏蒙慰問、伏增悲感、謹復狀。慘愴不次。謹狀。 月
日孝院小師 某 狀。

⑪或答尊人、須添「某啓」。如來書云「不次。狀上」等、亦依云「不次。孝院小師
某狀上。某人或座前、或座右」已來也。

⑫復書封樣 或用簽子、亦得。三幅書、亦如此。封父母亡書、亦如此、只不言「孝院」、只著「僧 厶 狀封」

謹謹上 至孝大德 某郡沙門 某 狀封

謹謹上 大德座前 孝院小師 某 狀封

⑬三幅書 短封於書邊以小紙片子同封、定不得、用圖書。

某啓。慰疏已具短封。孟春猶寒、伏惟至孝大德、孝履萬福、即日某蒙恩、謹奉疏慘
愴不次。謹狀。

某月 日某郡沙門 某 狀上

至孝大德 服前 謹空

⑭第二幅

某啓。不審自經悲結、孝履如何。伏惟稍抑追摧、以全禮制、祝望之切。謹狀。

某郡沙門 某 狀

第三幅

⑮某啓。伏以賢尊和尚克著嘉猷、早光宗敬、盛烈方崇於當代、眞歸倏告於此時、遠
邇悲涼、實驚哀喪、某旦承慈護。伏切追思、雲山路賒、未獲造慰、謹奉狀。伏惟俯
賜鑑察。謹狀。

某郡沙門 某 狀

⑯平交已下、即只作「某啓」、不用「伏以」字。狀尾不用「俯賜」、只作「伏惟照察、
謹狀」。若亡人小、即改「慈護」作「思念」。此用簽子封樣如前。

復來書樣⁷

⑰第一幅

某啓。答疏已具短封。孟春猶寒、伏惟某人尊體起居萬福。即日某悲際下蒙恩、謹
復狀。慘愴不次。謹狀。

某月 日孝院小師 某 狀上

某人 座前 謹空 座右、閣下、
但隨時用

⑱第二幅

某啓。不審近日體用何似。伏惟順時倍加保重、悲誠祝望。謹狀。

⁷⑰⑱⑲の内容から考えて、「答三幅書」の意か。

孝院小師 某 狀

⑲第三幅

某啓。某伏念薄祐所鍾、侍奉無感、先師和尚、或終世數、俄告眞歸、追感仁私、遠垂慰問。伏增悲哽、謹復狀陳謝。伏惟照察。謹狀。

⑳慰父母亡

禍故無常、伏承賢尊府君或「尊夫人」傾背、聞問惻怛、不能已已。伏惟追慕殞咽、何可堪忍、日月易流、已經成服、齋七、某早忝仁私或云「思麻」、不任悲係、謹奉白疏、慘愴不次。某郡沙門某白。

㉑答（若）⁸是三幅、即用此作短封封樣如前。若作復書、用此作第一紙封封樣如前。若作單幅、即將第二紙相合作復書。

㉒第二紙

伏以尊府君盛德方崇母云「懿德」、不聞遠俗、異亨遐筭、以茂華宗、不圖遐邁永期、實增傷歎、未由躬詣靈席、唯增悲涼。謹奉狀陳慰。慘愴不次。謹狀。

月 日某郡沙門某狀。或作「不次。某郡沙門某狀上」亦得。⁹
至孝大德服次

㉓若是三幅書、即將第一紙爲短封、將復書第二紙作二幅書、第三紙爲更添、時候問體樣與封題書、竝依慰師之書樣度也。

㉔答書

俗門凶禍上延先考妣、追慕慈育、不任哀絕摧殞、日月易流、已經成服、齋七哽咽。謹復白疏。慘愴不次。僧 某白或見人稱「孤子僧」、深慰不可也

㉕若三幅、即用此作短封。若復書、乃第一紙也。短封樣如前。若作單幅、將後一幅作之。

㉖答書第二紙

切以先考甫順六十已上、即云「甫順」。六十已下、即云「未叶」、天年、倏告永逝、雖云且捐慈育、而難忘生成、遭此凶衰、唯增哽咽。特蒙慰問、益忍恩休或「仁私」、悲感之心。無以指比、謹復狀陳謝。慘愴不次。謹狀。

月日某郡沙門某狀。

㉗來書若云「不次。某郡某狀上」、至孝等此亦倣之。若是三幅、將前紙爲短封、將此作第三幅、時候問體。答書竝依師亡者樣、封題竝如前式。

⁸「答」：文脈から「若」の誤りであると考えた。

⁹下線部は書簡本文ではなく、註釋として理解すべきである。原本で「亦得」の二文字は㉓冒頭、「若是」の直前に記されているが、錯簡であると考え、文脈からここに移動した。

※「慰書式様」の内容としては「慰伯叔兄弟」「慰小師」「有弟兄在外報師亡書」「與僧遺書」「謝上靈香紙或茶」の各文が續けて収録されるが、本論で扱う「短封」とは直接関係しないため以下省略する。

1.2 短封の使用状況

『五杉集』の中で短封の使用が認められるのは、②から⑩の師を亡くした僧侶、⑪から⑮の在家の父母を亡くした僧侶に對して送る「慰書（慰問の手紙）」とその返答の書き方においてである。この後に續いて示される「慰伯叔兄弟」や「慰小師」といった書簡では短封に言及されることはない。僧侶にとっては、師も父母もいずれも重喪に当たり¹⁰、短封は凶儀でも限られた状況において使用されていたらしい。

前節に引用した資料のうち、短封の書き方については④に封題、⑤に本文の模範文例が見えるほか、②や⑦、⑪、⑮も一定の条件下で短封として用いられることがあった。つまり、註釋に③「若是三幅書、此作短封様（三幅書であれば、これを短封とする）」、⑧「若答三幅、用此爲短封（三幅書への返信であれば、これを短封とする）」、⑪「答（若）是三幅、即用此作短封（三幅ならば、これを短封とする）」、⑮「若是三幅書、即將第一紙爲短封（三幅書であれば、第一紙を短封とする）」とあるように、ひとつの模範文が他の書式との組み合わせにより異なる役割を擔っていたのである。これら②、⑦、⑪、⑮の模範文が「短封」として用いられるのは「三幅書」に添えられる場合に限られ、復書や單幅書においては同文が短封以外の別の位置付けにあった。また、三幅書については、①「或三紙（「三幅書」の意であると解される）、即具短封（或いは三紙なら、短封を準備する）」、⑬「慰書已具短封（慰書はすでに短封を用意しました）」、⑰「答書已具短封（答書はすでに短封を用意しました）」といった文言が確認でき、別に短封が附されていたことがわかる。「短封」が書簡文として單獨で送られることはなかったようである。⑬・⑭・⑮の三幅書の模範文を見ると、短封に見られるような弔いの語はほとんど述べられておらず、慰問の書簡としては短封の果たす役割が大きかったと思われる¹¹。

¹⁰『五杉集』卷中所收「僧五服圖」では、「得戒和尚」と「父母」が最も重い「三年」の服喪である。

¹¹特に注目されるのは⑬の「萬福」の語である。敦煌寫本書儀に収録される弔書では「萬福」の使用は認められない。S.361『書儀鏡』凶下「凡五十條」に「凡前人有大功已上服通吊書、極尊云『支福』、次尊云『支豫』、稍尊云『支勝』、平云『支適』、『支常』、『支祐』、卑云『支度』、『支遣』」とあるように差出人と受取人の關係に應じて「支福」「支豫」「支勝」「支適」「支常」「支祐」「支度」「支遣」といった語が使い分けられる。例えば、『新定書儀鏡』「吊女遭夫喪書」では「念汝支立、男女等支致」とあり、その答書では「伏惟耶孃尊體起居萬福」と「萬福」の語が用いられる。これは弔書の受取人（差出人のむすめ）がその夫の喪にある一方で、答書の受取人（差出人の父母）はそのむすめ婿の喪には服していないためで、吉儀の書札禮に従って「萬福」を使用しているに過ぎな

短封が添えられる三幅書は最も重い禮を盡くした形式である。「伯叔兄弟」や「小師」を亡くした場合に用いられることはなく、その使用は「師」や「父母」の重喪を弔う場合に限られる。つまり、亡者と受弔者（弔書の受取人）の関係により使用範囲が決められていた。ただ、重喪に服す相手を弔う場合でも、常に三幅書が用いられていたわけではなく、②①・②⑤「若作單幅（もし單幅とするならば）」、②③「將復書第二紙作二幅書（復書第二紙を二幅書とする）」と見えるように、單幅や二幅書が送られることもあった。三者のいずれを用いるかについては、①「隨高下尊卑近遠用也（相手との高下尊卑遠近といった關係に隨って用いる）」とある通り、差出人と受取人の關係によって選擇されていた¹²。單幅は師僧や父母だけでなく伯叔兄弟らにも用いられることから明らかなように¹³、三幅書・二幅書・單幅の順に、書簡を構成する紙數、内容の分量の多さに比例して敬意が示されている。三幅書に添えられる短封もまたかなり鄭重な作法であったと推測される。

2. 唐代の「短封」

前章では『五杉練若新學備用』に基づき、五代期の短封について確認した。唐代の短封については文例そのものは残っていないものの、『五杉集』を参照することによっておおまかに使用状況や性格をつかむことは可能である。順に確認していきたい。

2.1 敦煌發見の書儀に見る「短封」

敦煌發見の書儀には「短封」そのものの具體例は收録されておらず、いくらか言及が見られるのみである。該當箇所を次に挙げる。

まずは、S.361『書儀鏡』「吊遭父母喪」（『新定書儀鏡』にも同文あり。開元天寶期）に次のような註釋が附されている。

如尊人、不問遠近竝短封。平卑、遠即長〔封〕¹⁴、近則否。

もし（受取人が）目上の人物であれば、（居場所が）遠いか近いかに関わらずみな短封とする。同等あるいは目下の人物の場合、距離が遠ければ長封とし、近ければそうはしない（＝短封とする）。

い。③の三幅書の模範文において「萬幅」が用いられるのは、弔書としての主な機能を短封が担っているためであるのか、禪僧獨特の禮儀なのか、あるいは單なる誤字なのか、一考を要する。今後の課題としたい。

¹²但し、同じ様式を用いる場合であっても受取人と差出人の關係により多少言葉遣いに差があり、②「若孝子卑」、⑥「孝子稍尊」「孝子若平交或卑」「孝子若卑、慰者尊」といった説明が加えられる。

¹³『五杉集』「慰伯叔兄弟」には「只可單幅」との注意書きが添えられる。

¹⁴「長」は、『五杉集』に見える「長封」の意であると解される。よって、「封」字を補った。

父母の死に際して送られる書簡について述べられているのであり、『五杉集』と同じく重喪において短封が用いられたことが確認できる¹⁵。

ここでいう「遠近」は関係の親疎ではなく、差出人受取人の居場所の実際の距離をいうものと判断できる。『五杉集』①の註でも「此隔越在遠、或經晦朔外（これは距離が遠く離れている場合、或いはひと月以上経ている場合以外）」と見え、短封の使用は距離の遠近により決まっていた。受取人が遠くに居る場合やひと月以上経ている場合を除き短封を必要としたのである。なお、このひと月というのは亡くなった時点からに限らない。②にある「成服、歸塔、齋祥」など短封を送るべき各節目からの日数をいう。S.361『書儀鏡』「吊遭父母喪」においても、亡くなったばかりの場合の模範文のほか、本文註釋に「日月迅速、奄經禪制（時の流れは速く、忽ち除禪を迎える）」との書き換えの例文が見え、短封・長封の使い分けは「除禪」の際にも適用されていたと判断できる。凶儀では、喪に服す者のところに直接出向いて吊いの気持ちを表すのが本来のかたちで、やむを得ず行けない場合に書簡を送るものであったが¹⁶、さらにその書簡についても両者の距離などの事情が考慮されていたらしい。

また別に、P.2622『新集吉凶書儀』（大中年間）においても、父母の死を弔う書簡である「四海吊答書儀・吊人父母喪疏」に次のように述べられている。

右修吊答疏、不得著官位、「謹空」字於短封内、非禮也。只可於封題上看前人輕重言之。

右の弔いの書簡やその返答においては、官位や「謹空」の文字を短封に記してはならないのであって、それは禮に反することである。ただ封題においては相手の輕重に應じて述べても構わない。

まず、短封はやはり重喪の相手に對して送られるものだということが確認できるほか、官位や「謹空」の文字は短封には書かず、封題（書簡本體ではなく封緘の用紙、外側）にだけ記すといった短封に関わる禮儀作法を読み取ることができる。『五杉集』は禪僧のために編まれたものであり、官位を記さないのは短封に限った

¹⁵なお、この「吊遭父母喪」ではこの時期まだ三幅書は使用されておらず、複書が最も重い禮であったため、複書の形式が用いられている。

¹⁶『禮記』「檀弓上」に「有殯、聞兄弟之喪、雖緦必往。非兄弟、雖隣不往、所識、其兄弟不同居者皆吊」、『顏氏家訓』「風操篇」に「江南遭重喪、若相知者、同在城邑、三日不吊則絕之。除喪、雖相遇則避之、怨其不己憫也。有故及道遙者、致書可也。無書亦如之」と見え、「同在城邑」「有故及道遙者」と喪に服する者と吊いに赴く者の居場所に関する言及があり、両者の距離は弔いの行動のあり方にも影響する要素であったことがわかる。また、P.3849『新定書儀鏡』でも「古今書儀皆有單複兩體、但書疏之意本以代詞、苟能宣心、[不]在單複」と見え、本來書簡は實際のことばに代えたものであった。〔山本 2010〕 参照。

ことではないが、書簡末尾に「謹空」の語が用いられないことは確認できる¹⁷。

わずかな記録ながら、『五杉集』と同じく重喪の場合において、「短封」は僧侶に限らず一般に廣く用いられていたらしいことが見えてきた。

2.2 『高野雜筆集』に見る「短封」

『高野雜筆集』は空海の遺文を集めたものであるが、周知の如く下巻には唐人の書簡が合計十八通収められている。そのうち一通に「短封」への言及が見える。大谷大學博物館所藏本¹⁸を底本とし、石山寺所藏「大師文章（題籤）」¹⁹によって校勘した釋文を示す。

哀敍、謹具短封。仲夏毒熱、伏惟和尚道體萬福。即日度晨昏外蒙恩、萼和尚至伏蒙恩念、不忘遠賜存問、并惠及名席、捧受慙荷、下情難勝、不審近日寢膳何如。伏計不失調護、限以山海阻隔、每思頂禮無因、但積瞻仰之極、謹因萼和尚廻、附狀起居、不次。謹狀。

五月廿七日 趙度狀上。

空和尚法前

信發揮霍間、下（不）及異物²⁰、奉獻尤積、所慙。筵錦緣擢疊燈心席壹領、謹附上、忽不嫌所弱²¹、伏乘（垂）處分²²、檢納恩幸²³。謹空。

題書部分から明らかな通り、これは唐僧・趙度から來日中の義空に宛てられた

¹⁷ [中村 1991] では「中國の書札において謹空と書かれるのは、『以下餘白』の意味が第一義であって、それが變化して單なる書札末尾の用語となった」とする。ただ、このような意味であれば、短封において「謹空」の語が非禮に當たる理由が判然としない。文中で、北宋・沈括『夢溪補筆談』に従って紹介される「返書を期待する」の意に解釋するのがここでは適當か。

¹⁸ 「承安元年（1171）六月六日書寫了一交了」、「承安元年六月八日於理趣院書寫了 範杲本也 一交了」の題記があり、現存する寫本の中で最も早い時期に書寫されたものである。

¹⁹ 淳祐内供（890-953）にかかる『高野雜筆集』古抄本のひとつであり、日本平安中期（10世紀）に抄寫されたと考えられている。現存部分には八通の書簡が確認でき、ここに引用した書簡も含まれている。石山寺文化財綜合調査團編『石山寺資料叢書・文學篇第3』（京都：法藏館，2008）收録の寫真を参照した。

²⁰ 「下及異物」：石山寺本は「不及異物」に作る。「異物」について、[高木 1990] は「一般に鬼をいうも、ここでは常に異なる珍貴な物を指すか」という解釋を示す。次に「所慙」の語があることから、趙度はこの書簡に附した禮物の不足を恥じているものと理解できる。文意と石山寺本により「不」に改める。

²¹ 「忽不嫌所弱」：石山寺本は「忽不嫌惡弱」に作る。ここでも禮物の不足、粗末なことを厭っているものと理解でき、「惡弱」の方が文意はより明確なように思われるが、「所弱」でも意味が通るためひとまず底本原文に従う。

²² 「伏乘處分」：石山寺本は「伏垂處分」に作る。字形の類似に據る誤りであり、文意および石山寺本によって改める。

²³ 「檢納恩幸」：石山寺本は「檢納恩幸>>」に作る。

書簡である。正確な年代は特定できないものの、840-850年代のものであることは疑いなく²⁴、前節で見た『新集吉凶書儀』とほぼ同時期の資料である。

冒頭の「哀敍、謹具短封」は『五杉集』⑬「慰疏、已具短封」に相當すると考えられ、この書簡には別に短封が添えられていたものと推測される²⁵。この一句を[高木 1990]では「追伸及び次の書簡からみて、同法者、十二房の逝去を告げている」²⁶と解釋されるが、この書簡自身は告哀書ではなく弔慰書に對する答書である²⁷と考える。

「哀敍、謹具短封（哀しみのことばは謹んで短封を準備いたしました）」とある通り、本書簡中では哀悼の文言は見えず、時候のあいさつや受取人の健康を氣遣う表現が續き、『五杉集』⑬「三幅書」の第一幅と大きく異なる點はない。ここで問題となるのは、書簡末尾の部分であり、「限以山海阻隔」は書儀の常套句でありつつも、この場合は實際に差出人と受取人は大海を隔てた中國と日本に居り、惠萼が日本に歸國する機會を利用して送られたものである。『五杉集』に従うならば、このように両者が遠く離れている状況では短封を必要としないはずであるが、ここでは『書儀鏡』にあったように目上の人物に對して距離に関わりなく短封が用いられたものと推測され、唐の終わりにかけての變遷を見る上で非常に重要な資料として位置づけられる。ただ、短封は「重喪」において用いられるという點に關して、この書簡が當てはまるか否かの判斷は難しい。この書簡に關わ

²⁴義空の來日時期は諸説あり、[高木 1990]は847年説を、[大槻 2011]は844年前後説を唱えている。ただ、844年以前というのは師である齊安（842年滅度）の喪が明けておらず可能性は低いと考えられる。なお、この書簡については、[山崎 2007]が849年秋に徐公祐・胡婆・惠萼が中國から日本にもたらしたものとする。いずれにせよ、義空が日本に滞在していたのは840-850年代のことである。

²⁵これに續いて収録される「五月廿七日」付の義空に宛てられた弔い文がその短封であると考えられる。内容は以下の通り。

度言。私門凶豊、十二房傾逝、哀慕摧裂、五内煩冤、楚毒纏綿、不自堪處、苦痛至深、苦痛至深。十二房盛季、忽縈氣疾、藥餌無微、以前年六月五日、奄從傾逝、日月迅速、姪女子屠（＝荼）毒如昨、俯臨祥制、追慟摧裂、情不自任、苦痛至深、苦痛至深。伏奉問及、下情倍增摧咽。謹附疏。不次。趙度頓首。再拜。

五月廿七日

詳しくは、香港中文大學で開催された2015 Young Scholars' Forum in Chinese Studiesにおいて「《高野雜筆集》下卷所收錄的兩封凶書相關問題研究」と題する口頭發表を行っており、若干の修正を加えた上で近日中に公表する予定である。

²⁶ [高木 1990] 372頁註一。

²⁷ [高木 1990]はこの書簡と次の書簡を一連のものととらえるが、現存の書儀を見る限り、告哀書と弔慰書が同時に送られる状況は確認できないこと、文中に差出人に關する情報がないことから、高木氏の書簡の性質に對する認識には疑問が残る。書式や内容からいずれも弔答書であると判斷した。二通の書簡の性質・關係について詳しくは山本孝子「《高野雜筆集》下卷所收錄的兩封凶書相關問題研究」（近刊）で検討している。

る状況については詳しく検討する必要があるが、本稿では9世紀中葉に実際に短封が用いられていたという事実を確認し書儀の記載を裏付ける一例として扱うにとどめ、關聯するそのほかの問題については稿を改めて論じることとしたい²⁸。

3. 短封の名稱について

3.1 「短封」の別稱

ここまで「短封」が8世紀から10世紀頃まで弔いの際に用いられていたことを確認してきた。唐五代期の弔慰書については、司馬光『書儀』卷九・喪儀五「慰人父母亡疏狀」の註釋にその變遷が簡単にまとめられている。その部分を次に引用する。

鄭儀、書止一紙、云「月日名頓首」、末云「謹奉疏、慘愴不次、姓名頓首」。裴儀、看前人稍尊、即作複書一紙、無月日、末云「謹奉疏、慘愴不次、郡姓名頓首」。封時取月日者向上。如敵體、即此單書。劉儀、短疏覆疏長疏三幅書、凡六紙、考其詞理、重複如一。今參取三本、但尊卑之間、語言輕重差異耳。若別有情事、自當更作手簡、別幅述之。若慰嫡孫承重者、如父母法²⁹。

鄭餘慶の書儀では、書簡は一紙に書き留め、「月日名頓首」といい、末尾には「謹奉疏、慘愴不次、姓名頓首」という。裴矩の書儀では、相手がやや目上の人物であれば、複書で一紙とし、日付はなく、末尾に「謹奉疏、慘愴不次、郡姓名頓首」という。封緘する時には日付のある方を上に向ける。對等な相手であれば、これを單書とする。劉岳の書儀では、短疏・覆疏・長疏・三幅書、凡そ六紙について、そのことばの道理や意圖を考えると、重複して同じである。いま三種の書儀を斟酌して取り入れるが、尊卑の間には言葉の輕重に差異があるのみである。もし別に事情があれば、當然手簡、別幅を加えて述べるべきである。もし嫡孫で重喪の者を慰問する場合は、父母を亡くした者を弔う方法と同じである。

五代の劉岳の書儀では父母を亡くした人を弔う際に「短疏」「覆疏」「長疏」「三幅書」が使われていたらしい³⁰。このうち、三幅書は『五杉集』の三幅書に對應す

²⁸山本孝子「《高野雜筆集》下卷所收錄的兩封凶書相關問題研究」(近刊)。

²⁹『鄭儀』とはS.6537vに一部現存する鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』を指し、『裴儀』(散佚)とは裴矩撰『大唐書儀』十卷(新/舊『唐書』)、『劉儀』(散佚)は後唐時代に編まれたもので『宋史』「藝文志」に「劉岳吉凶書儀二卷」と見え、『新五代史』「劉岳傳」、『通志』「新定書儀二卷 劉岳」にも言及がある。

³⁰「劉儀、短疏覆疏長疏三幅書、凡六紙、考其詞理、重複如一」の部分について、[吳 2013]は「劉儀、短疏覆疏長疏三幅、書凡六紙、考其詞理、重複如一」と釋讀し、劉岳は三幅六紙を用いた、

るものであろう。また、ここでいう「短疏」とはおそらく「短封」のことである。唐・李涪『刊誤』卷下「短啓短疏」に次のように述べられる。

今代盡敬之禮、必有短啓短疏、出於晉宋兵革之代。時國禁書疏、非弔喪問疾、不得輒行尺牘。故羲之書、首云「死罪」、是違制令故也。且啓事論兵、皆短而緘之、貴易於隱藏。前進士崔旭、累世藏鍾王書、即有羲之啓事一帖、折紙尚存、蓋事出一時、沿習不改。我唐賢儒、接武壞法、必修晉宋權機、焉可行於聖代。今啓事弔疏皆同、當代書題削去短封、以絕舛謬。

當代の敬意を盡くす禮儀作法には、必ず短啓や短疏が用いられるが、これは晋から宋の戦亂の世に出現したものである。その頃、國は書簡を禁じており、喪を弔ったり病氣を見舞う場合でなければ、尺牘を勝手に遣り取りしてはならなかった。王羲之の書の始めに「死罪」というのは制度法令に違反しているからである。啓事³¹（職務上の書簡）や論兵（軍事兵法を論じる書簡）はみな短く封緘され³²、隠しやすさが貴ばれた。先の進士・崔旭は代々鍾繇と王羲之の書を藏し、その中に王羲之の啓事一帖もあ

複書の書式の再興させただけでなく、多くの紙を用いたとの見解を示す。しかしながら、書儀の中で「幅」は『五杉集』の「三幅書」のように、書簡の内容の区切れを単位としていう場合に用いられ、また多くの場合、「紙」と同じく書簡の書寫材料である紙の数を表し、書簡（共に封緘されるひとまとまりのもの）の量詞は「封」が用いられる。よって、「短疏」「覆疏」「長疏」を指して「三幅」というのではなく、「短疏」「覆疏」「長疏」「三幅書」という書式が列擧されているものと考えた。なお、複書にも一紙、二紙の別があり、紙数からその書簡の書式を確定することはできない。

³¹宋代の例になるが、『聖宋名賢四六叢珠』卷七四に「啓事式」が收録されており、「若短啓、云『謹具啓』、不用事字」との註釋も見える。

³²古儀における短封の使用は本稿のよく論ずるところではないが、敦煌寫本書儀の中にも言及が見られる。

P.4092「新集雜別紙」

賀洺州推官

伏承光膺寵命、伏惟慶慰、豈謂恩念、特示芳函、不任悚荷之至。短封過儀、難已當克、謹回狀咨納陳謝。

P.4092「新集雜別紙」

回洺州團判矩（短）封

伏蒙仁私、以月日（日）[特]垂榮示、悚荷之至豈任下情。矩（短）封過儀、難已當勝、謹復狀回納陳謝。

P.3864「〔擬〕刺史書儀」

（謝主務）又

△昨者叨奉台恩、委以主轄兵務。但量冗未、實愧非才。此皆、△官曲假吹嘘、潛垂剪拂、致切（叨）忝榮之幸、莫不賴於保持。豈謂隆深之念、特辱賀緘。懷感激以尤多、賤毫罔既。短封過禮、難以捧當。謹修狀封還陳謝。伏惟云云。

いずれも官人の間で交わされた書簡であり、相手から貰った書簡を指して「短封」と言っており、李涪『刊誤』にいうところの「啓事」に当たるだろう。ただ、「短封」そのものは残っておらず、その全容を知るすべはない。

り、折り畳まれた紙も残っていて、同じ時に行われたもので、古いしきたりが改められることなくそのまま受け継がれたのであろう。我が唐の賢儒が惡法を繼承し、晋・宋の權謀にならい、この御代に行うことができようか。いま啓事や弔疏（弔いの書簡）はみな同じくするが、當代の書簡は短封を取り捨て、誤りを斷ち切るべきである。

標題および文中に見える「短啓」「短疏」は本文末尾の「短封」に同じ、あるいは近い性質のもののはずである。唐代に最高の敬意を盡くす禮として短啓や短疏が用いられていたという點は、ここまでに確認した書儀の短封とも共通する。その封緘方法（「皆短而緘之」）に着目すれば「短封」という名稱が相應しいであろうし、先に見た『五杉集』のように、書簡としての内容を伴うものであれば、「短疏」「短啓」と呼ばれることに不自然な點はない³³。よって、五代期において劉岳が「短封」ではなく「短疏」「短啓」という名稱を用いていたと推測することは十分に可能であり、そうであれば残る「長疏」は「長封」をいうはずである。次節以降、引き続き検討していきたい。

3.2 「短封」の形態と封緘方法

「短封」や「長封」は何らかの書簡の固有の様式をいうのではなく、もとは封緘の方法あるいは書簡の形狀を表していたと考えられる。書儀の中で「～封」の名稱は、「重封」（S.361『書儀鏡』）、「直封」（S.6537v『大唐新定吉凶書儀』）、「斜封」（『五杉集』）のように、封緘方法について用いられることが多い³⁴。『五杉集』③の註には「長封・封短（短封）様、各在後（長封や短封の書き方については、各々後述する）」と見えるものの、実際には「短封様」（④～⑥）が示されるのみで「長封様」といった文例は収録されていない。吉儀にも廣く用いられる一般的な封緘方法を「長封」と呼び、特殊な形狀である「短封」だけを取り立てて紹介しているのではないだろうか。

また、逆に本來短封とすべきところで長封を用いるときには注意書きが見える。例えば、S.3637『新定書儀鏡』「吊女婿遭父母喪書」には「謹通 厶郎至孝由前 郡姓名 白吊 封長封」と封題の書き方の最後に「長封」と示されている。本來目下の者でも父母を亡くした重喪の場合は居場所の距離によって短封を用いるが、むすめ婿の場合は一律長封とし、短封としないことに注意が向けられているものと解釋できる。明らかに封緘方法についての註であり、特に中身を伴った書簡ではな

³³書儀の中で書簡を「書疏」と呼ぶことが少なくない。「啓」はまた書簡の書式のひとつである。

³⁴また、S.6537v 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「上四方館牒式」の「表函壹封印全」や、S.2589「肅州防戍狀」の「各有狀一封」のように、封緘された状態の書簡を数える量詞としても用いられる。

かったと理解できる。少なくともここまでで取り上げた敦煌發見の書儀（凶儀）に見える「短封」は、いずれも封緘方法をいうものであり書簡の書式ではない。

最初にも觸れた通り、②・⑦・⑳・㉔の書簡は三幅書に附される場合にのみ短封として用いられ、單幅書や復書の一部ともなり得るという變動的なものであった。この点からも、書簡本體の特定の書式をいうのではなく、やはり書簡の形状や封の仕方に特徴があったと考えられる。また、先に引用した『刊誤』にも「皆短而緘之」と見え、「短封」の名稱の由來がその封緘方法にあることを示唆している。『五杉集』には⑬「短封於書邊以小紙片子同封。定不得、用圖書（短封は（三幅書の）ふちに小さい紙片を以て一緒に閉じる。固定できない場合は印章を用いて割り印のように用いる³⁵⁾）」の説明があるところからも、短封は三幅書より小さく短いものであったことがうかがえるのである³⁶⁾。

3.3 「短封」と禮の輕重

先に見た通り、司馬光『書儀』に據れば、五代期に用いられた「短疏覆疏長疏三幅書」は合わせて「六紙」であった。順に『五杉集』と照らし合わせてみると、「短疏」つまり「短封」は⑤のように一紙、「三幅書」は⑬・⑭・⑮と三紙であったことは確認できる。残る「覆疏」と「長疏」であるが、「長疏三幅書（長疏である三幅書、長封によって封緘される三幅書）」と理解するならば、「覆疏」はおそらく「復書」、⑦と⑩、⑳と㉒のように二紙に渡って記されたということになる。あるいは、「短疏」「覆疏」「長疏」各一紙と「三幅書」三紙であったとしても、合計六紙を数えることができる（註30参照）。いずれにせよ、1.2でも少し觸れたように三幅書には弔いの語はほとんど見えず、短封が中心的役割を果たしていたのであり、『五杉集』⑤の末尾に書き留めの語や差出人の署名があることに加え、④に短封の封題の書き方が見られることから、「短疏」は單獨で封緘するものであったと判断できる。一方の「三幅書」は、裴儀の「復書」や「單書」と同じく書簡の書式をいうはずであり、封緘された中身、書簡本體の紙の数が三紙と多くなり、「復書」や「單書」よりも恭しさが表される。それに對し、「短封」は三幅書に添えられ、二通一組で送られることとなり、封が複数になることで丁寧さを示していたものと見なすことができるだろう³⁷⁾。

³⁵⁾『五杉集』「上尊闊遠書」には「極尊人不合用圖書」と見え、「圖書」を用いるのは本來あまり鄭重な方法ではなかったと考えられる。

³⁶⁾三幅書の封緘は⑫「復書封様」註釋に「三幅書、亦如此」と見える通りである。

³⁷⁾一般的に量の多さによって敬意を表す傾向がある。例えば、單書と復書であれば復書の方が内容も多く丁寧である。三幅書も非常に限られた範囲でしか使用が認められない。また、司馬光『書儀』「上尊官時候啓狀」の註釋には「又今人與尊官書多爲三幅、其辭意重複、殊无義理。凡與人書

では、唐代はどうであったのだろうか。上掲 S.361『書儀鏡』「吊遭父母喪」の記述から、目上の人に送られる「短封」の方が、對等な立場あるいは目下の者に用いられる「長封」よりも鄭重な形式であったことは疑いない。また、1.2でも最後に述べた通り、もし「短封」「長封」の長短が紙幅のこと、あるいは書簡本文の長さ、書式の複雑さなどを言うのであれば、短封に比べて長封の方が丁寧で、より恭しいのではないだろうか。しかしながら、すでに述べた通り、唐代の「短封」は通常より短いという特殊な形状を呈する封緘の方法であった。この特殊性が、日常とは異なる喪の状態に身を置く相手への敬意に繋がっていたのではないかと考える。凶儀における禮の重さを示すものとして、『刊誤』にあったように晋から劉宋期の習慣を受け継いだものであろう。

小結

以上、唐五代期において短封は、その性格・役割をやや變えながら重喪の弔いの際に用いられていたことを確認した。唐代には主に一種の特殊な封緘の方法を言い、9世紀以降「別紙（/別幅）」³⁸や「三幅書」の登場に伴い、内容を持つ弔いの書簡として發展し、五代期には三幅書に伴って送られる書簡として弔いの文言が連ねられ、單獨で封がなされていた。「短疏」や「短啓」と呼ばれるような姿へと變化したと考えられるのである。

参考文献（アルファベット順）

中村裕一 1991：「唐代書札にみえる『謹空』について——空海・圓仁の書札に關聯して」『唐代官文書研究』中文出版社，附論 V，492-507 頁

大槻暢子 2011：「唐僧義空の招聘とその背景」『ヒストリア』227，56-72 頁

朴鎔辰 2009：「應之の〈五杉連若新學備用〉編纂とその佛教史的意義」『印度學佛教學研究』57-2，51-57 頁

高木神元 1990：「唐僧義空の來朝をめぐる諸問題」『空海思想の書誌的研究』法藏館，357-409 頁

山本孝子 2010：「敦煌書儀中の“四海”範文考論」『敦煌寫本研究年報』4，141-161 頁

所以爲尊敬者在於禮數辭語。豈以多紙爲恭耶、徒爲煩冗而不誠不足法也」との批判が見える。〔山本 2015b〕 參照。

³⁸ 〔山本 2015a〕 參照。

- 2012：「應之《五杉練若新學備用》卷中所收録の書儀文獻初探——以其與敦煌寫本書儀比較爲中心」『敦煌學輯刊』2012-4, 50-59 頁
- 2015a：「敦煌發見の書簡文に見える『詔』——羽071『太太與阿耶、阿叔書』の書式に關聯して」『敦煌寫本研究年報』9, 92-109 頁
- 2015b：「唐五代時期書信的物質形狀與禮儀」『敦煌學』第31輯, 2015年3月, 1-10 頁
- 山崎覺士 2007：「九世紀における東アジア海域と海商——徐公直と徐公祐」『人文研究』58, 227-246 頁

(作者は日本學術振興會特別研究員 PD)